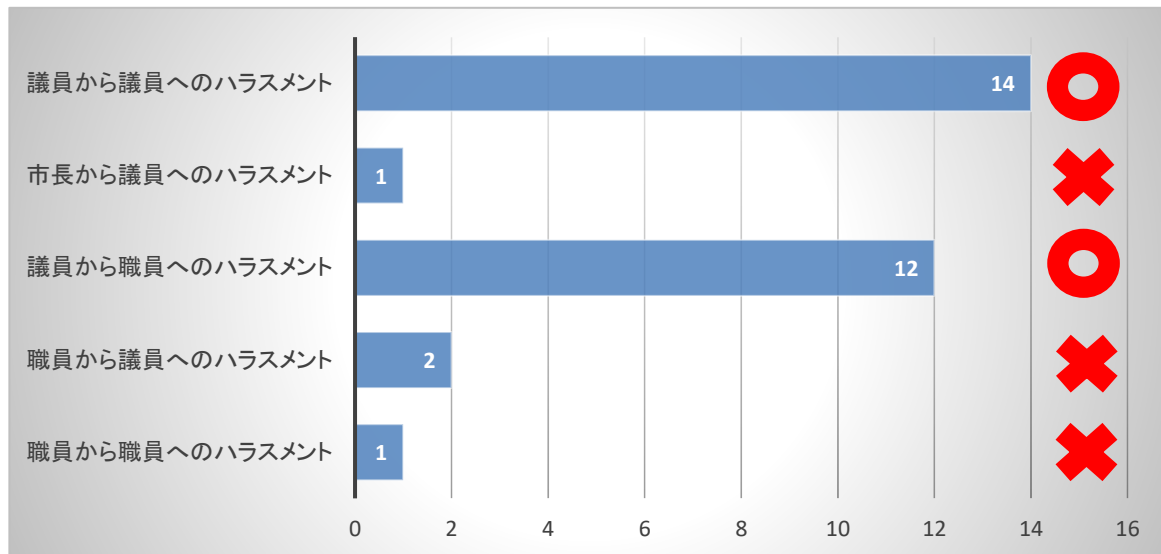


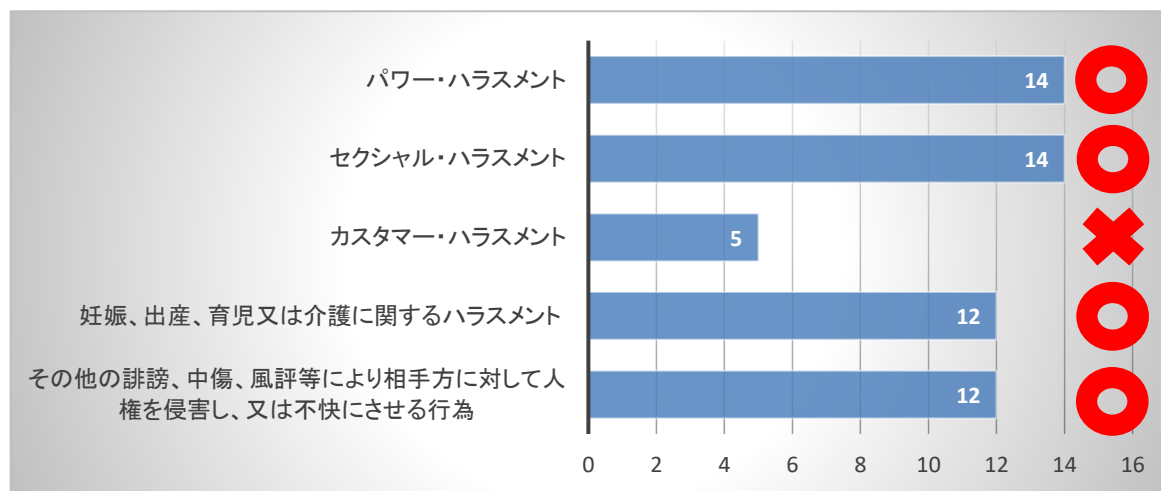
# 加西市議会議員ハラスメント実態調査結果

## 1 ハラスメントに関する認識（加西市議会ハラスメント防止条例の理解度）

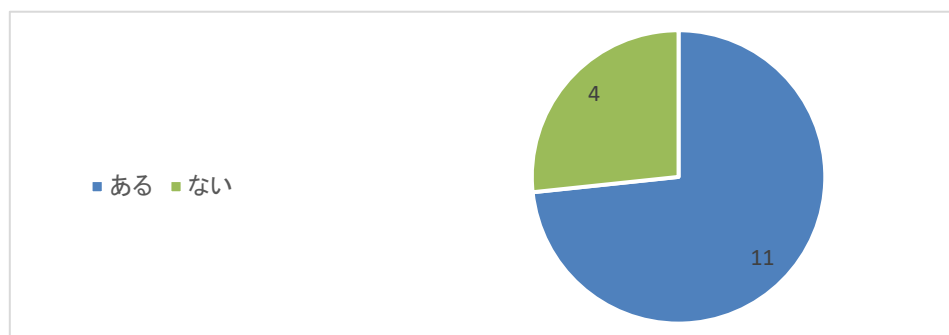
Q1 条例に規定されているハラスメント相談の対象は。（複数回答可）



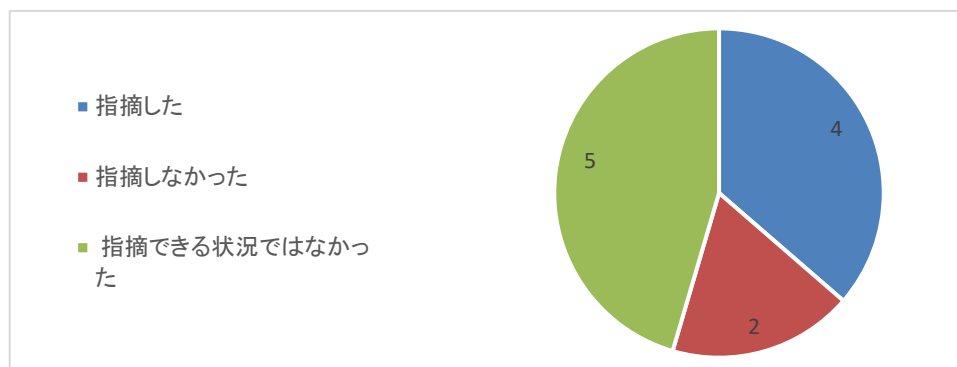
Q2 条例に規定されているハラスメントの種類は。（複数回答可）



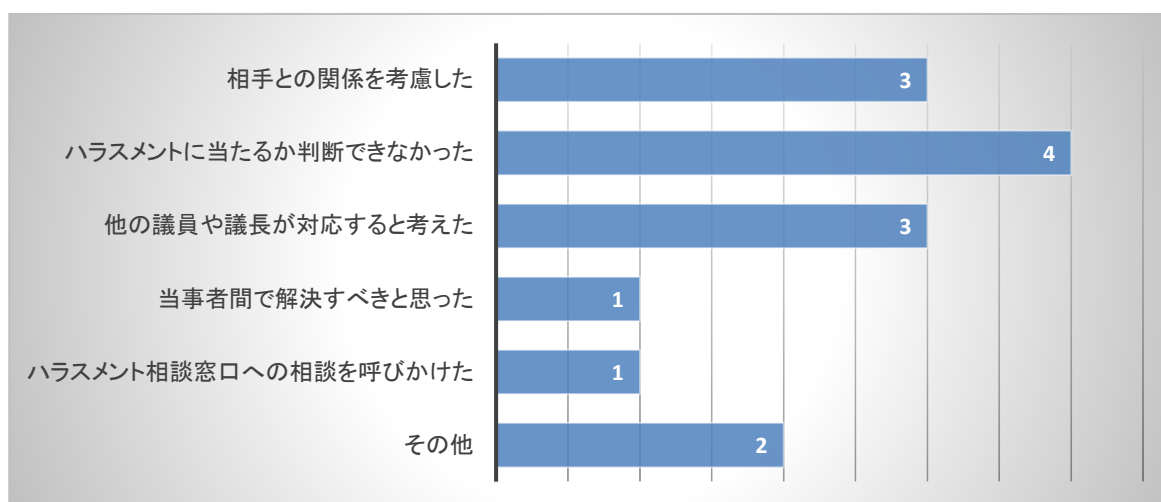
Q3 条例第3条第3項では、「議員は、ハラスメントに当たると認められる事態に遭遇したときは、当該言動等を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するように努めなければならない。」と規定されています。  
令和6年6月の条例制定後、ハラスメントと思われる言動を見聞きしたことがありますか。



Q4 その際、当該議員に対して慎むべき旨を指摘しましたか。



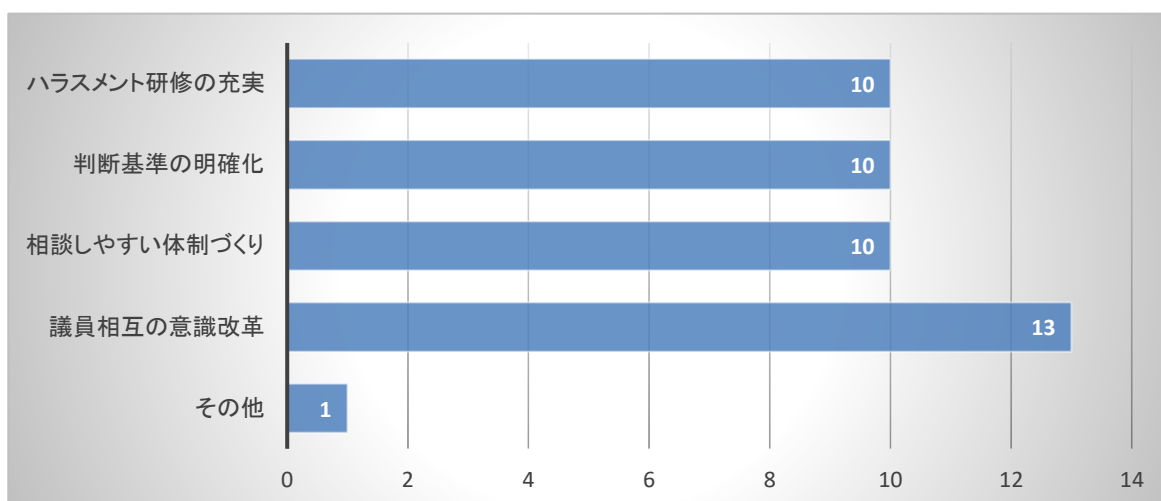
Q5 指摘しなかった(又はできなかった)理由を教えてください。(複数回答可)



その他の意見

- ・ハラスメントを感じているか分からない。
- ・あまりに唐突で、注意のタイミングを失った。

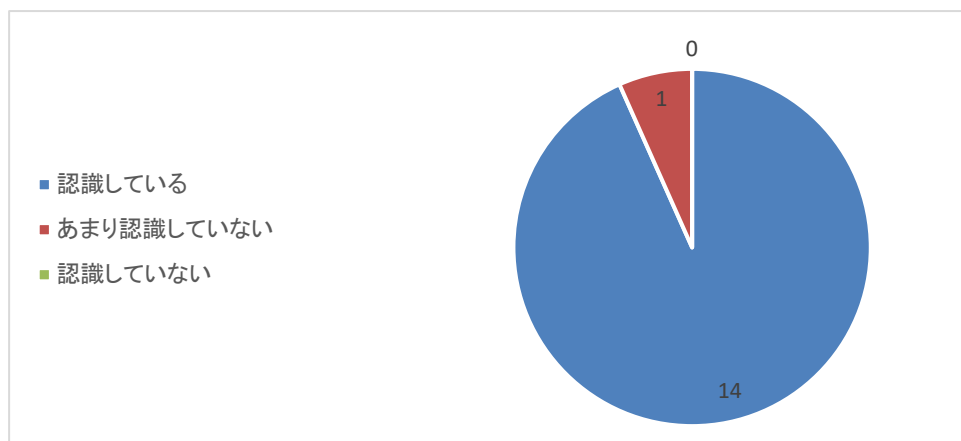
Q6 第3条第3項を実効性のあるものにするために必要だと思うことは何ですか。(複数回答可)



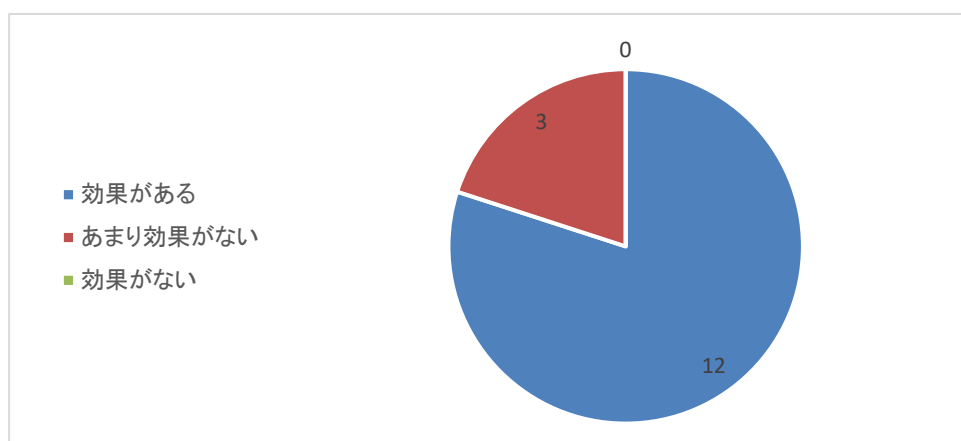
その他の意見

- ・投書箱を置き、気軽に意思表示出来るようにする。

Q7 条例は、ハラスメントの未然防止または抑止効果を狙い制定されたものですが、第6条に「議長は、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、速やかに当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。」と規定されていることを認識していますか。

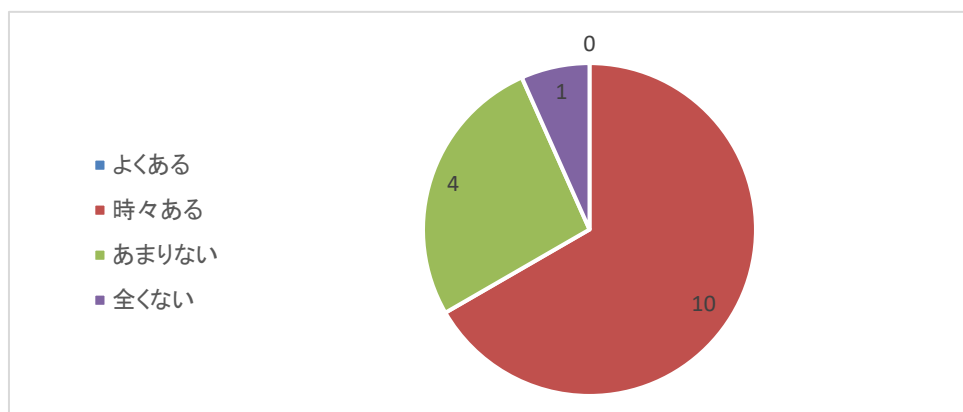


Q8 「議員の氏名の公表やその他必要な措置」はハラスメントの未然防止または抑止に効果があると思いますか。

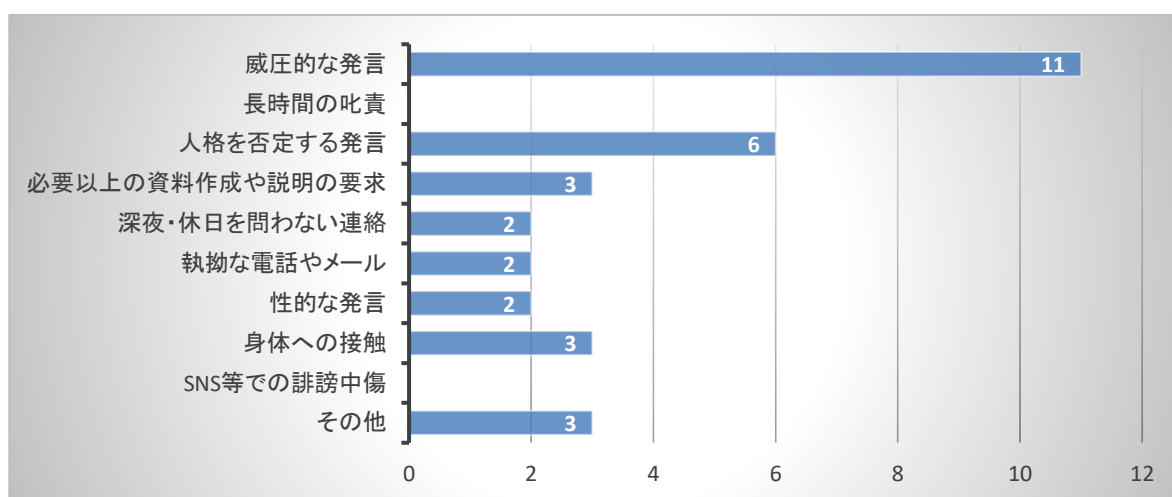


## 2 議員から職員へのハラスメントについて

Q9 条例制定後に、職員に対する議員の言動について、ハラスメントではないかと感じた場面を見聞きしたことがありますか。



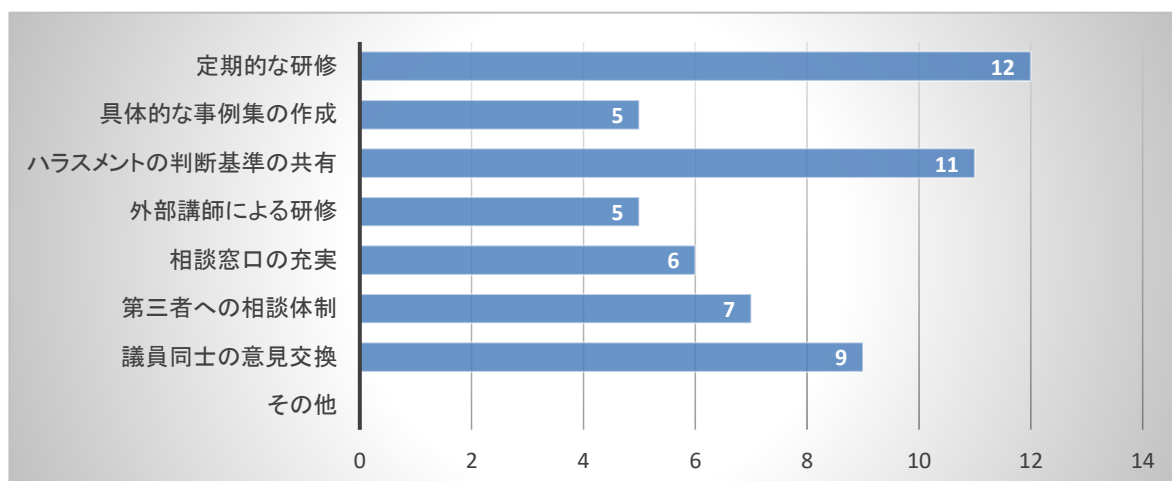
Q10 その内容はどのようなものでしたか。(複数回答可)



その他の意見

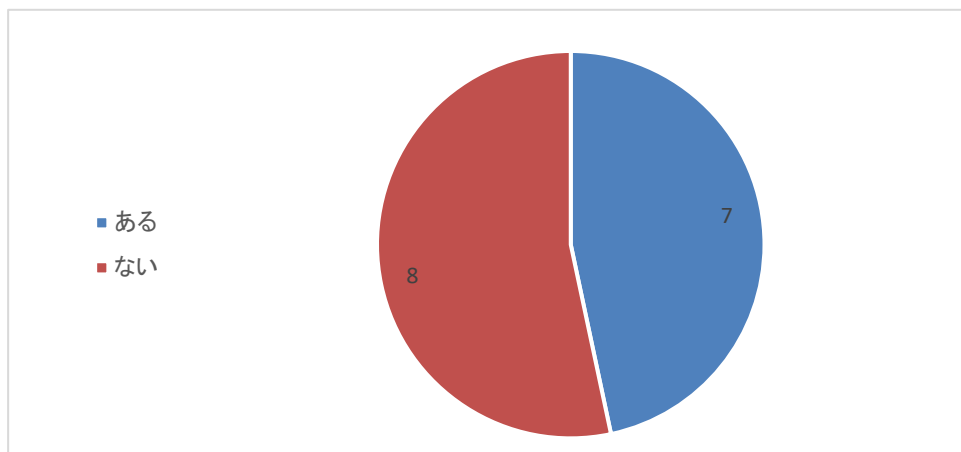
- ・定例議会の質問内容。
- ・委員会で注意して欲しいという声があった為。
- ・委員会で、注意して欲しいという声を聞いたから。

Q11 職員との関係でハラスメントを防止するために、議員に必要だと思う取組は何ですか。(複数回答可)

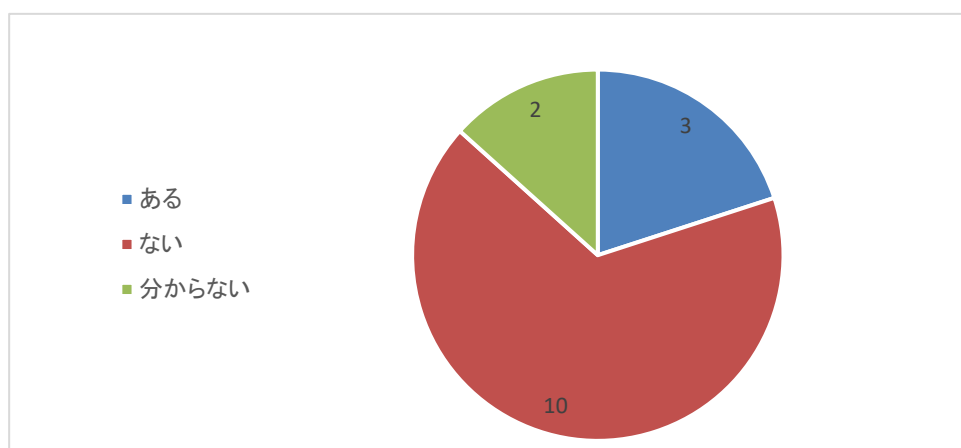


### 3 議員から議員へのハラスメントについて

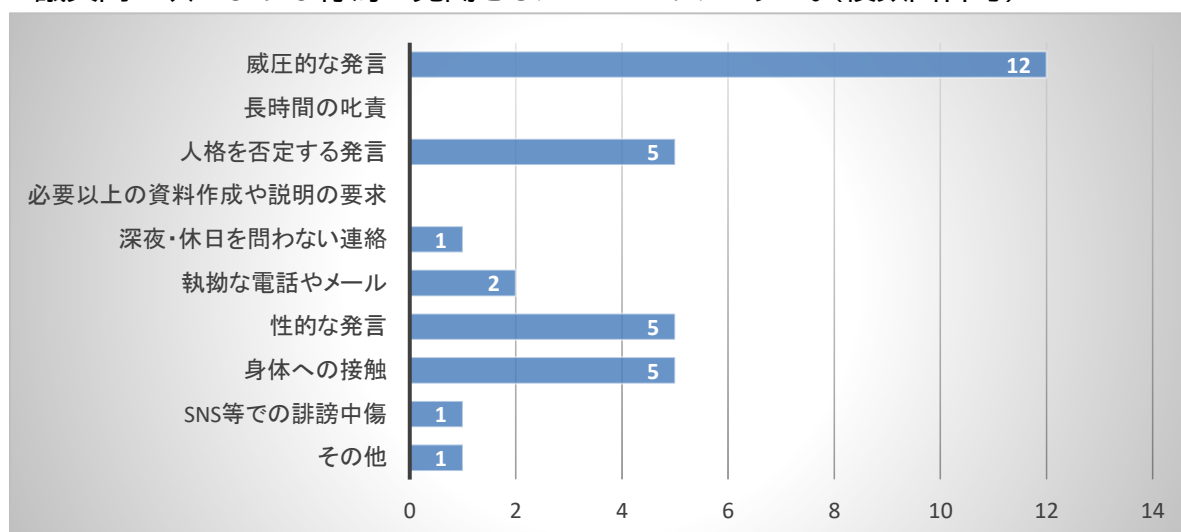
Q12 条例制定後に、他の議員からハラスメントを受けたと感じたことがありますか。



Q13 条例制定後に、他の議員に対するご自身の言動について、相手から不快感や苦情を示されたことがありますか。



Q14 議員間で次のような行為を見聞きしたことがありますか。(複数回答可)



その他の意見

・とすれば、身体的なこと等かまわれる発言をされる。

Q15 条例の改善点やハラスメントを防止するための提案などご意見があれば記入してください

- ・やはり、ハラスメント根絶条例として取り組むべきではないかと思う。
- ・条例検証に提案を予定。
- ・やはりその人の資質が問題です。それを正すハラスメント研修が必要と思います。
- ・ハラスメント意識を高める研修、意見交換。
- ・議員協議会では複数の議員が第3条第3項に基づき反省の意を示したものの、全議員が同じ認識を共有しているのかは不透明であり、発言しなかった議員の理由も明らかでない。このまま原因究明が進まなければ、第二、第三の被害者が生まれる可能性がある。
- さらに、今回の事案に対する議長の対応は、ハラスメントの重大性を十分に認識していないのではないかという疑念を抱かせる。形式的な謝罪文の朗読にとどまり、議長自身の責任や事案の深刻さをどう捉えているのかが示されていない点は看過できない。議長としての姿勢が問われるべきである。
- ・なかなか難しいかもしれませんが、全議員の意識の統一が必要だと思います。
- ・議会がハラスメントを許さない組織風土をつくるためには、まず議員一人ひとりがハラスメントに対する認識を高めることが重要だと考えます。そのため、ハラスメントに該当する判断基準を明確にし、議員間で共通認識を持てるよう共有することを提案します。また、ハラスメント条例第3条「議員の責務」の内容を日頃から意識できるよう、議会棟内の目につく場所へ掲示するなど、常に確認できる環境づくりも有効だと考えます。
- ・ハラスメント条例でのハラスメントとなる対象を広げて欲しい。
- ・ハラスメント対象を、もう少し広げて欲しい。
- ・相談窓口相談員を配置し、即ハラスメントの申し立てではなく、相談員の仲介により解決する方法も大切である。
- ・①条例の改善点 議会事務局外にも相談窓口を設置する。
- ②提案 ハラスメント研修で、有識者を交えた意見交換を充実させる。(各議員の認識格差を無くし、判断基準の明確化にも繋げる。)